

# 介護福祉士実習指導者講習会における修了評価の実施状況と今後に向けた提言

## — ドイツの Praxisanleiter 養成教育を参考に —

静岡県立大学短期大学部

高木 剛

### 1. 諸言

『令和元年版高齢社会白書』（内閣府）によれば、わが国の高齢化率（2018年10月1日現在）は28.1%である。世界でも例のないスピードで高齢化が進行しており、今後、より一層高齢者等の介護ニーズの量的拡充が見込まれる。しかも、そのニーズは量的拡充に留まらず、認知症高齢者の介護に代表されるように、質的にも多様化、複雑化、高度化してきている。このような介護ニーズに的確に対応できる介護福祉士の養成は、わが国にとって重要かつ喫緊の課題であると言える。介護福祉士の資質の確保を図るためには、介護福祉士養成施設等における理論教育はもとより、社会福祉施設等における実務教育（実習指導）の質を高めていくことが不可欠である。

現在、社会福祉施設等における実習指導者（ただし、実習施設・事業等（Ⅱ）に限る）になるためには、介護福祉士の資格を有し、かつ3年間以上の実務経験があることのほか、介護福祉士実習指導者講習会を修了しなければならない<sup>1)</sup>。その実施主体、カリキュラム、そして講師などの基準については、「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」（厚生労働省社会・援護局長通知，社援発第1111003号）<sup>1)</sup>で示されている。言うまでもないが、当講習会において実習指導者として必要な基本的知識・技能が担保されたことを確認するためには、修了評価を課すことが不可欠である。しかし、現行では修了評価の実施は義務化されておらず、当講習会を実施する法人の判断に委ねられている。筆者がCiNii（国立情報学研究所）等で検索したところ、当講習会の修了評価に係る研究成果は見当たらず、その実施状況は明らかになっていない。

他方で、国外に目を向けてみると、ドイツのPraxisanleiterの養成教育では、連邦省である「連邦家庭・高齢者・女性・青少年省」（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend：以下、BMFSFJ）が推奨する枠組みにもとづき修了評価が課せられている<sup>2)</sup>。ドイツは、わが国の介護福祉士制度や介護保険制度を創設する際のモデルとなったことから、両者の実状を把握することは、今後、当講習会の修了評価のあり方を検討する際の基礎資料となり得ると考える。

そこで本研究では、わが国の介護福祉士実習指導者講習会における修了評価のあり方の検討に資するため、その実施状況を把握するとともに、ドイツのPraxisanleiter養成教育における修了評価の枠組みについて概観することを目的とした。

### 2. 研究方法

本研究は、次の（1）および（2）による。

（1）介護福祉士実習指導者講習会における修了評価の実施状況について

介護福祉士実習指導者講習会における修了評価の実施状況について、介護福祉士の職能団体であるN会の各都道府県支部を対象として調査した<sup>3)～47)</sup>。N会の各都道府県支部を対象とした理由は、47都道府県のすべてに設置されており、当講習会の中心的な実施主体となっているからである。調査期間は、2018年12月1日～2019年6月31日とし、修了評価の実施については、各都道府県支部のホームページ等に掲載されている当講習会の開催要項等にそのことが記載されていることを条件とした<sup>3)～47)</sup>。

（2）ドイツのPraxisanleiter養成教育における修了評価の枠組みについて

ドイツのPraxisanleiter養成教育における修了評価の枠組み（方法、割合、基準など）について文献・資料等により整理した。主な文献・資料として、『Erfolgreiche Praxisanleitung in der Altenpflegeausbildung-Eine Investition in die Zukunft -Empfehlungen für Ausbildungsstätten in der Altenpflege : Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (2006)』<sup>2)</sup>のほか、『AMTLICHER ANZEIGER (Amtl. Anz. Nr. 81 FREITAG, DEN 7. OKTOBER 2005) - Fortbildungs- und Prüfungsordnung über die Fortbildung zur Praxisanleiterin / zum Praxisanleiter in Pflegediensten und Pflegeheimen』<sup>48)</sup>などを使用した。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、調査対象のホームページ、文献・資料等によるもので、引用にあたっては出典を明記した。

### 4. 介護福祉士実習指導者講習会について

2007年12月の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、社会福祉施設等における実習指導者（ただし、実習施設・事業等（Ⅱ）に限る）の要件の一つとして、介護福祉士実習指導者講習会を修了することが義務づけられた。その実施主体、カリキュラム、そして講師などの各基準については、「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」（厚生労働省社会・援護局長通知，社援発第1111003号）<sup>1)</sup>で示されている。

当通知によれば、実施主体は、当講習会に係るすべての科目について講習を実施できる法人である。また、カリキュラムは、「介護の基本」（2時間）、「実習指導の理論と実際」（4.5時間）など計25時間が設定されている。講師要件として、学校教育法に基づく大学等の教授、准教授、助教又は講師として5年以上の教歴を有する者、又は、介護福祉士養成施設等の専任教員として5年以上の教歴

を有する者、あるいは、介護福祉士の資格取得後、介護等の業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかが望ましいとされている<sup>1)</sup>。

### 5. 介護福祉士実習指導者講習会における修了評価の実施状況について

介護福祉士実習指導者講習会における修了評価の実施状況について調査するにあたり、N会の各都道府県支部のホームページ等の有無を確認したところ、Cとppの2つの支部を除く45の支部でホームページ又はfacebookを有していた（表1）。そして、その45の支部について当講習会の開催要項等の掲載の有無、並びに修了評価についての記載について確認した結果、39の支部において当講習会の開催要項等が掲載されていた。そのうちvv支部では修了評価に係る課題として、事後

表1. N会の各支部における介護福祉士実習指導者の修了評価の有無

支部	ホームページ等の有無	修了評価の有無	支部	ホームページ等の有無	修了評価の有無
A	有	無	Z	有	不明
B	有	無	aa	有	無
C	無	不明	bb	有	無
D	有	無	cc	有	無
E	有	不明	dd	有	無
F	有	無	ee	有	無
G	有	無	ff	有	無
H	有	無	gg	有	無
I	有	不明	hh	有	無
J	有	無	ii	有	無
K	有	無	jj	有	無
L	有	無	kk	有	無
M	有	無	ll	有	無
O	有	無	mm	有	無
P	有	無	nn	有	無
Q	有	無	oo	有	無
R	有	無	pp	無	不明
S	有	無	qq	有	無
T	有	無	rr	有	無
U	有	無	ss	有	無
V	有	無	tt	有	不明
W	有	無	uu	有	無
X	有	無	vv	有	有
Y	有	無			

（出典）文献・資料3）～47）の情報に基づき作成  
 （注）表中の「不明」は、介護福祉士実習指導者講習会の開催要項等の掲載がない

課題（表2）の提出を義務づけており、もし提出しない場合は修了証書を発行しないことが開催要項に記載されていた<sup>49)</sup>。しかし、他の支部ではこのような取り組みは見られなかった（表1）。

表2. 事後課題

- 自職場における「実習受け入れマニュアル」「実習指導マニュアル」「実習マニュアル」のいずれか一つを作成して下さい。
- 自職場にまだ準備されていないマニュアルを作成することを推奨します。
- 自職場にていずれのマニュアルも作成済みの場合は、今回の講習を踏まえて見直しを行ったうえで自職場のマニュアルを提出して下さい（上記マニュアルのうち、どれか一つを選択）。見直しをした箇所は下線を引くなどして表記して下さい。なお、いずれのマニュアルの見直しも行わなかった場合は、その根拠も合わせて作成して下さい。

（出典）文献・資料49）より筆者作成

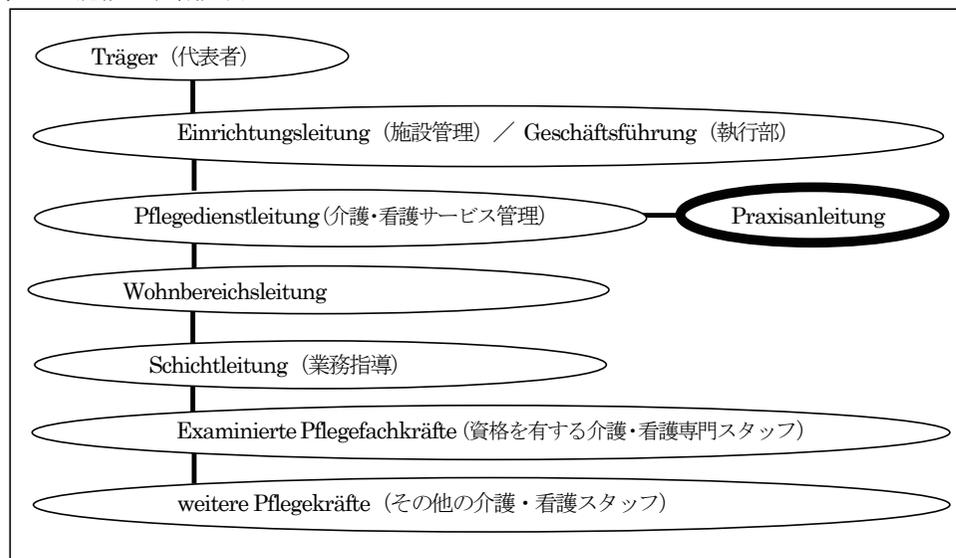
## 6. ドイツのPraxisanleiterの養成教育における修了評価の枠組みについて

ドイツの公共職業教育の法的枠組みを規定する「職業教育法」(Berufsbildungsgesetz:BBiG)は、職業教育の種類を「養成教育(Berufsausbildung)、向上教育(Fortbildung)、再教育(Umschulung)」と定義している。養成教育とは、若年者を対象に実施される企業での職場実習と職業学校における理論教育を並行して実施する一定の職業資格の取得を目的とした初期教育であり、デュアル・システム(職業学校での理論教育と企業等で実務教育を受ける2元的制度)がこれに該当する<sup>50)</sup>。また、向上教育は、職業経験者の知識・技能の向上を図るために実施する教育で、職場での昇進を獲得したり、技術革新に自身を適応させることを可能にするように計画される<sup>50)</sup>。さらに、再教育は、現在の職種では就職が難しいため、他の職種に就職(転換)するために必要な職業能力を身につける教育と位置づけられ、失業者および経済的弱者が主な対象となっている<sup>50)</sup>。また、「継続教育」(Weiterbildung)について明確な定義はないが、向上教育と再教育が位置づけられていると解されている。

ドイツのPraxisanleiterは、社会福祉施設等で訓練生の実務指導等を担う。主な役割として、①訓練生とともに職業学校で学ぶ理論の内容を復習し、訓練生に実践的技能を伝達する、②訓練生が個別に学習経験を積む際に立ち会う、③養成教育に関する統制に協力する、④訓練生の業務の評価・採点に協力すること等が挙げられる<sup>2)</sup>。Praxisanleiter養成は、向上教育、あるいは継続教育として実施されており、職場での昇進を獲得するためのキャリアパスの一体系にもなっている(表3)。その養成教育は、BMFSFJが推奨する枠組みをもとに各州が責任をもって定めることとされ、養成教育時間数(200時間以上)、養成教育内容、修了試験などが提示されている<sup>2)</sup>。また、Praxisanleiterの養成教育は、試験をもって修了する。この試験は、たとえば筆記試験(又は専門研究)、口述試験、実技試験(実務指導)といった形式で実施される。受講者は、養成教育の修了時に、各教育の規模、期間、内容が記載されている修了証書を受領する。修了証書の交付には、規則的・積極的に養成教育に参加したことが条件となる<sup>2)</sup>。

Praxisanleiterの養成教育の一例として、ハンブルク州では、理論教育(200時間)に「介護職における要求の変遷」(20時間)、「事業所における養成教育の計画策定と形態化」(25時間)など6つのテーマ領域が設定されている(表4)。また、実務教育(100時間)として、「Altenpflegerの養成校におけるインターンシップ」と「現場における指導の実践」がある(表5)。修了試験は、筆記試験(又は専門研究)、実技試験、口述試験で構成され、筆記試験(又は専門研究)では労働・職業上の教育に係るテーマを個々の受講者で設定し、授業の方法、実施、評価などについてレポートにまとめる<sup>48)</sup>。また、実技試験では、試験官の立ち会いのもと、受講者が指導案にもとづき訓練生に介護行為の実践について指導する(試験時間:30分間)<sup>48)</sup>。さらに口述試験では、個々の受講者の筆記試験(又は専門研究)について試験官と討論する(試験時間:15分間)。各試験の

表3. 施設の組織図例



(出典) 文献・資料2) より筆者作成

表4. ハンブルク州における Praxisanleiter 養成教育 (一部抜粋)

テーマ領域	科目	教育内容
1	介護職における要求の変遷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口動態とそれが介護職に与える影響</li> <li>・健康、疾病、老年期、死亡に及ぼす文化的影響</li> <li>・介護職における職業像および要求特性の変化</li> <li>・介護職における養成教育に対する要求</li> <li>・実習指導者の課題</li> </ul>
2	事業所における養成教育の計画策定と形態化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練生を採用する際の Praxisanleiter の協力</li> <li>・次の点を考慮した養成教育のスケジュール作成 一 養成教育期間、見習い期間、修業期間、休暇期間、実習課程、教科課程、養成教育における面談、学修成果の管理、試験日</li> <li>・異なる養成教育期間の中で、訓練生を作業グループに組み入れること</li> <li>・施設における養成教育の受け入れ、および特別な状況を定着させること</li> <li>・養成教育の他の参加者との密接な協力</li> <li>・実習において規定の養成教育期間を常に確保すること</li> <li>・実技試験の準備および実施に責任をもって協力すること</li> </ul>

(出典) 文献・資料48) より筆者作成

表5. ハンブルク州における Praxisanleiter 養成教育 (実務教育)

分野	科目名	内容
1	Altenpfleger の養成校におけるインターンシップ	理論教育で修得する教育学、心理学、社会学に関わる重点内容を授業の中に取り入れて体験し、それを分析して学修計画に反映する ⇒ 専門研究
2	現場における指導の実践	理論教育で修得する知識を用いて、実際に訓練生の指導等を行う ⇒ 実務指導

(出典) 文献・資料48) より筆者作成

評価割合は、筆記試験（30%）、実技試験（30%）、口述試験（40%）である。いずれの試験も、区分「1」100～92ポイント（非常に優れている）から「6」20～0ポイント（不可）のいずれかで評価される（表6）。合格ラインは区分「4」以上で、これに満たない場合は再試験が課せられる。再試験は試験終了後から12ヶ月以内に実施され、その時期は試験委員会によって決定される<sup>48)</sup>。

## 7. ドイツのPraxisanleiter養成教育における修了評価との対比と今後に向けた提言

前述のとおり、わが国の介護福祉士実習指導者講習会ではほとんど修了評価が実施されていないが、ドイツのPraxisanleiter養成教育では修了試験（筆記試験（又は専門研究）、口述試験、実技試験（実務指導））が課せられる。それは、当講習会が、Praxisanleiter養成教育のようにキャリアパスを念頭に入れて制度化されていないためと考えられる。

また、当講習会のカリキュラム時間数は25時間（Praxisanleiter養成教育は200時間）であり、しかも修了評価が義務化されていないため、修了しても実習指導者に必要な資質が担保されたとは必ずしも言えない。したがって、今後は実習指導者の資質の確保のため修了評価のあり方について活発に議論することが求められる。修了評価として、Praxisanleiter養成教育のように、筆記試験（又は専門研究）、口述試験、実技試験（実務指導）を課すことは現実的でないとしても、N会のvv

支部（表1、表2）の取り組みから、筆記試験（又は専門研究）については検討の余地があると考えられる。

## 8. まとめ

本研究では、介護福祉士実習指導者講習会における修了評価の実施状況について、N会の各都道府県支部（計47支部）を対象として、そのホームページ等に掲載されている当講習会の開催要項等により確認した。その結果、開催要項等が確認された39の支部のうち、修了評価を実施しているところは1箇所のみであることが明らかとなった。また、ドイツのPraxisanleiter養成制度について、『AMTLICHER ANZEIGER (Amtl. Anz. Nr. 81 FREITAG, DEN 7. OKTOBER 2005) – Fortbildungs- und Prüfungsordnung über die Fortbildung zur Praxisanleiterin / zum Praxisanleiter in Pflegediensten und Pflegeheimen』<sup>48)</sup>などの文献・資料により概観した結果、①Praxisanleiter養成教育は、向上教育、あるいは継続教育としてキャリアパスを指向するものとして位置づけられていること、②修了試験として筆記（又は専門研究）、口述試験、実技試験（実務指導）が課せられること、そして、③修了試験では一定水準の成績（区分「4」ausreichend以上）が求められ、それに満たない場合は再試験が課せられること等が明らかとなった。

冒頭で触れたとおり、介護福祉士の資質の確保

表6. ハンブルク州におけるPraxisanleiter養成教育の修了評価

区分	ポイント	評価		判定
		ドイツ語	日本語	
1	100～92	sehr gut	非常に優れている	合格
2	91～81	gut	優れている	合格
3	80～67	befriedigend	満足できる	合格
4	66～50	ausreichend	十分な	合格
5	49～30	mangelhaft	不十分な	不合格
6	29～0	ungenügend	不可	不合格

（出典）文献・資料3）より筆者作成

を図るうえで、介護福祉士養成施設等における理論教育はもとより、実務教育（実習指導）の質を高めていくことが不可欠である。とりわけ、介護福祉士実習指導者講習会においては修了評価が課せられていないため、実習指導者の資質を確保するためにもPraxisanleiter養成教育を参考にして、そのあり方について検討することが望まれる。

## 9. 文献・資料

- 1) 厚生労働省社会・援護局長通知：社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について（社援発第1111003号，平成20年11月11日）
- 2) Erfolgreiche Praxisanleitung in der Altenpflegeausbildung- Eine Investition in die Zukunft -Empfehlungen für Ausbildungsstätten in der Altenpflege : Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (2006) .
- 3) A (<http://www.hokkaido-kaigo.jp/>) (2019年5月25日閲覧)
- 4) B (<https://kaigoaomori.jimdo.com/>) (2019年5月25日閲覧)
- 5) D (<http://miyagi-kaigo.jp/>) (2019年5月25日閲覧)
- 6) E (<https://ja-jp.facebook.com/akitakaigo/>) (2019年5月15日閲覧)
- 7) F (<https://kaigo-yamagata.jimdo.com/>) (2019年5月30日閲覧)
- 8) G (<http://jaccw-fukushima.or.jp/>) (2019年5月25日閲覧)
- 9) H (<http://care-net.biz/08/ibaraki/>) (2019年5月30日閲覧)
- 10) I (<http://tochigi-careworker.com/>) (2019年5月30日閲覧)
- 11) J (<https://www.gunma-careworkers.net/>) (2019年5月20日閲覧)
- 12) K (<http://saitama-kaigo.org/>) (2019年5月2日閲覧)
- 13) L (<https://care-net.biz/12/kai5chiba/index.php>) (2019年3月15日閲覧)
- 14) M (<http://www.tokaigo.jp/>) (2018年12月1日閲覧)
- 15) O (<http://www.kanagawa-accw.org/>) (2019年6月5日閲覧)
- 16) P (<http://www.kaigo-niigata.or.jp/>) (2019年3月6日閲覧)
- 17) Q (<http://www.toyama-kaigo.com/index.html>) (2019年4月16日閲覧)
- 18) R (<http://ishikawa-kaigo.jp/>) (2019年4月1日閲覧)
- 19) S (<http://kaigo-fukui.jp/>) (2019年4月25日閲覧)
- 20) T (<http://kaigo-yamanashi.com/>) (2019年5月6日閲覧)
- 21) U (<http://kaigo-nagano.jp/>) (2019年2月29日閲覧)
- 22) V (<http://www.gifukaigo.jp/index.html>) (2018年12月2日閲覧)
- 23) W (<https://shizukai.jp/>) (2019年5月7日閲覧)
- 24) X (<http://aichi-kaigo.jp/>) (2019年5月7日閲覧)
- 25) Y (<http://mie-kaifuku.com/>) (2019年5月7日閲覧)
- 26) Z (<http://www.shiga-jaccw.jp/>) (2019年4月1日閲覧)
- 27) aa (<http://kaccw.jp/>) (2019年6月1日閲覧)
- 28) bb (<http://kaigo-osaka.jp/>) (2019年4月1日閲覧)
- 29) cc (<http://care-net.biz/28/haccw/>) (2019年4月16日閲覧)
- 30) dd (<http://nara-kaigo.com/index.html>) (2018年12月2日閲覧)
- 31) ee (<https://www.wakayama-kaigo.com/>) (2019年6月1日閲覧)
- 32) ff(<http://tottori-kf.jp/>) (2019年3月25日閲覧)
- 33) gg (<https://www.facebook.com/shimanekaigo/>) (2019年6月1日閲覧)
- 34) hh (<http://www.okayama-kaigo.jp/>) (2019年4月1日閲覧)

- 35) ii (<https://hiro-kaigo.com/>) (2019年4月1日閲覧)
- 36) jj (<https://www.yamaguchi-kaigo.jp/>) (2019年6月1日閲覧)
- 37) kk (<https://tccwa.jp/>) (2019年6月5日閲覧)
- 38) ll (<http://kagawa-kaigo.or.jp/index.html>) (2019年5月2日閲覧)
- 39) mm (<http://e-kaishikai.net/>) (2018年12月2日閲覧)
- 40) nn (<http://kaigo-kochi.jp/>) (2018年12月2日閲覧)
- 41) oo (<http://www.f-kaigo.jp/>) (2018年12月2日閲覧)
- 42) qq (<http://n-kf.com/>) (2019年4月25日閲覧)
- 43) rr (<https://www.kumamoto-kaigo.jp/>) (2019年4月8日閲覧)
- 44) ss (<http://www.oita-accw.com/>) (2019年6月13日閲覧)
- 45) tt (<https://www.miyakai.jp/>) (2019年6月13日閲覧)
- 46) uu (<http://kagoshima-cw.com/>) (2019年4月25日閲覧)
- 47) vv (<https://okikai.com/>) (2019年4月8日閲覧)
- 48) AMTLICHER ANZEIGER (Amtl. Anz. Nr. 81 FREITAG, DEN 7. OKTOBER 2005) Fortbildungs- und Prüfungsordnung über die Fortbildung zur Praxisanleiterin/zum Praxisanleiter in Pflegediensten und Pflegeheimen.
- 49) <http://okikai.com/wp-content/uploads/c1a9e49729c41da237f96a44532647f2.pdf> (2019年4月26日閲覧)
- 50) 独立行政法人労働政策研究・研修機構 ([https://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2009\\_6/german\\_01.html](https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2009_6/german_01.html)) (2019年5月2日閲覧)
- 51) 高木剛：介護福祉士実習指導者講習会のカリキュラム等に関する考察－ドイツにおける Praxisanleiter の養成教育と比較して。福祉図書文献研究, 17, pp67 - 75 (2018)
- 52) 高木剛：ドイツにおける介護分野の実習指導者 (Praxisanleiter) の養成制度。社会事業研究, 58, pp18 - 23 (2019)